

役員・評議員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人会椿寿会（以下この法人という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、定款第一五条で定める者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
 - 3 理事でこの法人の職員である者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1250万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
 - 3 この法人の理事長に対する報酬は、月額100万円とする。
 - 4 この法人の理事長を除く役員に対する報酬は、日額7千円とする。
 - 5 この法人の評議員に対する報酬は、日額7千円とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 理事長の報酬は、毎月25日に支給する。
- 2 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。